



## 契約の基礎知識 クーリング・オフ

「クーリング・オフ」は、訪問販売など一定の取引について、消費者が契約した後でも、一定の定められた期間内であれば、無理由・無条件で契約を解除できる制度です。

### 特定商取引法で定められているクーリング・オフ期間

| 取引内容       | 適応対象   | 期間  |
|------------|--|-----|
| 訪問販売       | 店舗以外での契約   | 8日  |
| 電話勧誘販売     | 電話で勧誘を受けた契約  | 8日  |
| 連鎖販売取引     | ほかの人を加入させれば利益が得られると云って、商品を買わせたり、その他加盟金等の金銭的負担をさせる契約(マルチ商法) | 20日 |
| 特定継続的役務提供  | 5万円を超えるエステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの6業種で一定期間継続する契約  | 8日  |
| 業務提供誘引販売取引 | 内職商法(仕事の提供を約束して、仕事に必要な物品等の対価や登録料等の金銭負担をさせる)による契約           | 20日 |
| 訪問購入       | 店舗以外で、事業者が消費者から買い取る契約                                      | 8日  |

※右の取引でも一部の消耗品を使用した場合等、クーリング・オフができない場合があります。

\*クーリング・オフの起算日は、契約した日ではなく契約書面を受け取った日からです。上記以外にも、クーリング・オフ制度または同様の制度が設けられている取引があります。

### クーリング・オフの手続き

クーリング・オフの通知は書面で行います。後のトラブルを避けるためには、はがきの場合は表裏の「コピーをとって保管し」、「特定記録郵便」や「簡易書留」で出しましょう。

\*代金の支払いをクレジット契約にした場合は、購入契約業者とクレジット契約会社の両方に送りましょう。

消費者生活相談窓口へ電話するときは…

### 消費者ホットライン

0570-0664-370

※お住まいの近くの消費生活相談窓口につながります。(年末年始を除く) ※受付時間は、相談窓口によって異なります。詳しくは下記ホームページで。

奈良県消費生活センター  
奈良県消費生活センター中南和相談所

☎0742-26-0931 FAX 0742-27-2686 [www.pref.nara.jp/18502.htm](http://www.pref.nara.jp/18502.htm)  
☎0745-22-0931 FAX 0745-22-4999



### ◆大和薬

20世紀に入るまで、日本の医薬品は漢方薬や生薬処方为主でした。この漢方薬、生薬は元々、中国・朝鮮半島から大和地方(現在の奈良県)に伝わってきたというご存じでしょうか。

古事記、日本書紀によると、5世紀中頃に在位した允恭天皇は、新羅から来た医薬に詳しい者に病気を治してもらったと記されていることから、朝鮮半島から日本に渡来した人々により、薬や医薬法が伝わったと考えられています。

7世紀になると、遣隋使・遣唐使によって中国からも最新の医薬が伝わるようになり、日本書紀には、推古天皇が中国の習慣を取り入れて611年5月5日に、菟田野(現在の宇陀市菟田野区)で、翌年には羽田(現在の高取町羽内)で薬狩り(薬の原料となる野草などを集めること)を行ったと記されています。これが「5月5日くすりの日(全国医薬品小売商業組合連合会が昭和62年に記念日登録)」の由来となっています。

また、中国から海を渡り、唐招提寺を建立した鑑真和尚も、医薬についての詳しい知識をもっており、唐招提寺において病人に薬を調合して与えたとされています。他の寺院でもそれぞれ秘伝の処方による薬が作られ、中国から伝わった医薬の技術は寺院によって発展を遂げていきます。

その技術はやがて民間にも広がっていき、現在でも「大和の置き薬」として親しまれています。

私たちにとって身近な薬や漢方には、日本、中国、朝鮮半島のたくさんの歴史が詰まっています。

(資料・写真提供：高取町くすり資料館)



配置薬の小袋



分包用の器具(さじ・量り)

奈良県観光プロモーション課 ☎0742-27-8553 FAX 0742-27-3510